

奨学資金貸付・就学援助の希望者を募集

町は、奨学資金貸付制度と就学援助制度の2024年度希望者を募集しています。制度の詳細については、町ホームページをご確認ください。

奨学資金貸付制度

【対象者】

- 次の全ての要件を満たす人
- 町内に住所を有している人
- 高等学校以上（専修学校、産業技術短期大学、農業大学校なども含む）に在学している人
- 経済的理由により就学が困難な状況にある人
- 学習成績が優秀であり、かつ就学に耐えうる健康状態である人



制度詳細は町ホームページで確認を

【貸付月額（上限）】

- 1万5千円～3万5千円以内
- ※高等学校や大学、公立、私立などによって月額限度額が異なります。

【申込期限】

- 5月9日（木）
- ※学力や経済状況などを審査の上、6月中旬までに貸付対象者を決定します。

【利子】

無利子

【償還方法】

- 高等学校や大学などを卒業後、貸付期間の4倍の期間での均等払償還となります。

償還額（年額）を1、2、10回の希望回数で口座振替などにて返済していただきます（繰り上げ償還可能）。

◎学校教育課

☎ 692・6412



奨学資金貸付制度について

就学援助制度

経済的な理由で就学困難と認められる小・中学生の保護者を対象に、学用品費、修学旅行費などを援助します。

援助を希望される保護者の申請に基づいて、ご家族の状況、学校長の意見を判断して栗石町教育委員会が認定します。

なお、新入学児童生徒学用品費などの入学前支給を申請し認定を受けた人も、この制度を希望する場合は手続きが必要です。

【援助を受けられる世帯】

- 生活保護を受けているご家庭
 - 次のいずれかに該当するご家庭
 - 年度内に生活保護の停止または廃止を受けたご家庭
 - 生活保護世帯の収入基準の1・3倍未満の収入のご家庭
- ※同基準は、4月以降に決定となり、また世帯の人数、年齢構成などによって異なること

から一律の基準額を示すことができません。そのため、就学が困難で援助を希望される場合は申し出いただくようお願いいたします。

・その他特別な事情により経済的に困窮しているご家庭。

【申請方法】

生活保護を受けているご家庭は手続き不要です。

その他のご家庭は、お子さんの在学する小学校または中学校で手続きを行ってください。新年度より小学校に入学される新入生は、入学先の小学校で手続きをお願いいたします。

◎お子さんが通学している学校（新入生は入学先の学校）または学校教育課 ☎ 692・6412



就学援助制度について

税金などの納付は口座振替がおすすめ！

町に納めていただく町税や保険料などの納付は、口座振替を利用すると便利です。納期のたびに町役場や金融機関などへ出向く必要がなく、納付忘れも防げます。

口座振替は、取扱金融機関に申し込み、納期ごとに指定した口座から自動的に振り替えて納付する制度です。振替日は納期月の25日です（休日の場合は取扱金融機関の翌営業日となります）。

●注意事項

- 申し込みは随時取扱金融機関で受付していますが、口

座振替の開始まで日数を要します。手続きはお早めをお願いします。

- 口座の残額が不足していると振替ができません。納期月には口座残額を確認してください。
- 一度口座振替を申し込むと、解約手続きをするまで継続されます。

口座振替ができる科目	町役場担当課・問い合わせ先	取扱金融機関	申込先
町税	税務課 ☎ 692-6482	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新岩手農業協同組合 ▪ 岩手銀行 ▪ 北日本銀行 ▪ 東北銀行 ▪ 岩手県信用農業協同組合連合会 ▪ ゆうちょ銀行（郵便局） ▪ 東北労働金庫 ▪ 盛岡信用金庫 	振替開始可能期など確認事項がありますので、町役場各担当課へお問い合わせください。
保育料	健康子育て課 子ども子育て支援室 ☎ 601-5428		
介護保険料	総合福祉課 ☎ 692-6476		
後期高齢者医療保険料	町民課 ☎ 692-6479		
町営住宅使用料	地域整備課 ☎ 692-6575		
町営駐車場使用料			
学校給食費	教育委員会 学校教育課 ☎ 692-6485		
奨学資金返還金	教育委員会 学校教育課 ☎ 692-6412		
上下水道料金	上下水道課 ☎ 692-6408	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新岩手農業協同組合 ▪ 岩手銀行 ▪ 北日本銀行 ▪ ゆうちょ銀行（郵便局） ▪ 東北労働金庫 	左記の取扱金融機関窓口に通帳、通帳届出印、お客様番号がわかるもの（検針票など）を持参してください。

周知 4月1日から、町役場公金取扱派出所の開所時間に変更となります。【開所時間】9時～15時（正午～13時を除く）

周知

国民年金保険料 2024年度は月額16,980円

2024年4月から1年間の国民年金保険料は、月額16,980円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって、翌月の末日までに金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアで納めます。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

《お得な前納割引制度》

保険料は、当月末振替による「早割（60円割引）」2年分・1年分・6カ月分など、定められた月数分をまとめて納めることにより割引となる「前納割引」があります。

口座振替・クレジットカードでの納付は、割引額がさらに大きくなりお得です。

【注意】

2年分・1年分・6カ月分（4月分～9月分）の口座振替前納の申し込みは2月末で終了しました。

10月分～3月分の口座振替前納の申し込み期限は8月末です。

☎盛岡年金事務所 ☎623-6211、町民課 ☎692-6478

周知

森林資源を守るため 「山火事防止」に努めましょう

県は、「忘れない 山の恵みと火の始末」をスローガンに、3月1日から5月31日までを山火事防止運動月間と定め、山火事に対する注意を呼びかけています。

林野火災の多くは、たき火や野焼きなどからの延焼による人為的原因で発生しています。

昨年は県内で28件の山火事が発生し、その多くが4～5月に発生しています。また、**町内では昨年、山火事が1件発生し、人的被害も発生しています。**

春は空気の乾燥や強風など、火が燃え広がりがやうい状況となり、山火事が発生し



やすい時期です。山火事はちょっとした心掛けで防げます。次のことに注意し、山火事防止に努め、森林資源を守りましょう。

【山火事防止のために】

- 強風時および乾燥時には、たき火、野焼き、火入れ*をしない
 - 燃え広がりがやうい枯れ草などのある場所でたき火、野焼きをしない
 - たき火や野焼きの場所から離れない。離れるときは完全に消火する
 - たき火や野焼きは一人でやらず、水などの消火手段を準備する。
 - たき火、野焼き、火入れ*をするときは、消防署に届け出る
 - 火入れ*を行う際は、市町村長の許可を必ず得る
 - 喫煙は、指定された場所で行い、吸い殻は必ず消し、投げ捨てない
 - 火遊びはしない
- *森林の周囲1kmの範囲内での「寄せ焼き」や「筋焼き」による野焼きは火入れとみなされます。

☎農林課 ☎ 692-6495、防災課 ☎ 692-6410

周知

4月1日から 相続登記が義務化されます

4月1日から、下記の通り相続登記の申請が義務化されます。

なお、4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

【相続登記義務化概要】

①相続（遺言も含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬ。

②遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければならない。

③①と②のいずれについても、正当な理由*なく義務に違反した場合は10万円以下の過料（行政上のペナルティ）の適用対象となる。

*相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなど。



制度詳細はこちらから

📍 盛岡地方法務局 ☎624-1141
(代表)、岩手司法書士会 ☎622-3372、岩手県土地家屋調査士会 ☎622-1276

雫石町公式 SNS

町の旬な話題を発信中!
虹の似合うまち雫石町



エックス
(旧ツイッター)



インスタグラム



フェイスブック



受付期限は 4月30日 (火)

物価高騰対応重点支援給付金

住民税均等割のみ課税世帯と低所得の子育て世帯（加算）に対して、物価高騰対応重点支援給付金を支給します。

📞 総合福祉課 ☎ 692-6401

【給付対象】

基準日（2023年12月1日）において、町内に住所があり、住民税が課税されている人の扶養親族となっている人のみの世帯を除いた、下記の①または②に該当する世帯の世帯主。

①住民税均等割のみ課税世帯

世帯全員が2023年度住民税の所得割を課されていない者のみで構成される世帯。

※これまでの非課税給付の対象世帯を除く。

②低所得者の子育て世帯（加算）

2023年度分住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯（上記

①の世帯）のうち、給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童を扶養している世帯。

※別世帯だが扶養している児童、基準日以降2024年3月31日までに生れた児童も対象となります。

【給付金額】

①1世帯当たり10万円

②児童1人当たり5万円（加算）

※①に②を加算して受給出来ます。

【申請方法】

給付対象①に該当すると思われる世帯には、既に世帯主へ確認書を送付しております。

確認書の記載内容（世帯主の氏名、住所、振込口座など）および課税状況についてご確認の上、提出してください（同封する返信用封筒でご返送いただけます）。

給付対象②で住民票上対象と思われる世帯には、世帯主へ通知書または確認書を送付しています。

別世帯の児童を扶養している、新たに子どもが生れたなどの世帯は申請できますので、事前にお問い合わせください。

【受付期限】

4月30日（火）



詳しくはこちらから

給付金を装った
振り込め詐欺や
個人情報搾取に注意



町からATM（現金自動支払機）の操作をお願いすることや手数料の振込みを求めることは絶対にありません。内閣府を騙り、マイナポータルの偽サイトに誘導する詐欺メールの情報も寄せられています。不審な電話やメールはすぐに町役場や最寄りの警察にご連絡ください。

健康センターだより

健康子育て課 ☎ 692-2227 FAX 692-0308

令和6年度のがん検診が始まります

職場などで検診を受ける機会がない人は、町の検診を受けて健康管理に努めましょう。

4月に「令和6年度各種検診申し込み調査票」を世帯配布します。調査票が届いた世帯は、必ず調査票に記入の上、返信用封筒に入れて投函してください。



【検診対象年齢と検診名】

- 40歳以上
結核検診・肺がん検診、大腸がん

検診、胃がん検診

- 40歳以上で偶数年齢の女性
乳がん検診*

- 20歳以上で偶数年齢の女性
子宮頸がん検診*
- *令和5年度検診を受けられなかった奇数年齢の女性も対象です。

- 35、40、45、50、55、60歳

節目総合健康診査

- 35歳以上

肝胆膵腎超音波検診

- 50～74歳の男性

前立腺がん検診

*年齢基準日は令和7年3月31日

心と体のメンテナンスを

3月・4月は卒業や就職、引っ越しなどで環境が変わる人が多い時期です。

生活の変化やそれに伴う緊張は、良くも悪くもストレスになります。ストレスをため込みすぎない

ようストレッチで体をほぐしたり、ゆっくりと深呼吸をするなどしてうまく対処しましょう。



自立支援医療（精神通院医療）について

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患で通院治療が必要な人が、医療費の自己負担額を原則1割負担へと減額できる制度です。健康子育て課へ申請すると受給できます。

【対象者】

精神障がい（てんかんを含む）により、通院による治療を続ける必要がある人

【手続きに必要なもの】

- ①診断書（更新の場合は2年に1度）
- ②被保険者証
- ③市町村民税所得課税証明書（転入者のみ）
- ④生活保護受給者は直近の決定通知書
- ⑤障害年金受給者は年金証書の写し、または年金振込通知書の写し
- ⑥マイナンバーカードまたは通知カード

4月の乳幼児健診、各種相談

会場▶保：保健センター
健：健康センター

実施日	内容	対象者	受付時間	会場
5日（金）	乳幼児健康診査	3～4カ月、9～10カ月、1歳児	正午～13時15分	保
5日（金）	赤ちゃん相談	1歳までのお子さん	14時～15時	保
9日（火）	3歳6カ月児健康診査	2020年9月、10月生まれ	正午～13時15分	保
16日（火）	心の健康相談	心に悩みのある人（要予約）	14時30分～17時30分	保
19日（金）	ことばの相談	ことばについて心配や相談がある就学前のお子さん（要予約）	10時～	保
毎週木曜日	話っこするべ	思いや悩みを聞いてもらいたい人	10時～正午	保

*乳幼児健診の対象▶3～4カ月児：2023年12月生まれ、9～10カ月児：2023年6月生まれ、1歳児：2023年4月生まれ

*赤ちゃん相談の受付時間は、2024年度から変更となります。

*乳幼児健康診査・3歳6カ月児健康診査の問診は13時からです。

霽石診療所 4月のご案内

問い合わせ先☎ 692-3155

◆◆◆ 外来診療 ◆◆◆

受付時間▶ 8時30分～11時30分
13時30分～16時30分

○診療は内科のみです。

○夜間・休診日の場合、当診療所を受診している患者さまについてはお問い合わせください。

*患者さまの体調、その他やむを得ない理由により、面会を制限させていただく場合があります。

*担当医は予告なく変更となる場合があります。

○土曜日の診察がある場合は、午前中のみ診察です。

○2024年1月から、休日当番医は9時～正午までの診療になりました。

日にち	午前	午後
1（月）	七海	七海
2（火）	七海・増田	藤沢・増田
3（水）	七海・増田	七海・増田
4（木）	七海	七海
5（金）	七海	七海
7（日）	休日当番医	
8（月）	七海	七海
9（火）	七海・増田	藤沢・増田
10（水）	七海・増田	七海・増田
11（木）	七海	七海
12（金）	七海	七海
15（月）	七海	七海
16（火）	七海・増田	藤沢・増田
17（水）	七海・増田	七海・増田
18（木）	七海	七海
19（金）	七海	七海
22（月）	七海	七海
23（火）	七海・増田	藤沢・増田
24（水）	七海・増田	七海・増田
25（木）	七海	七海
26（金）	七海	七海
27（土）	七海	
30（火）	七海・増田	藤沢・増田